# 諏訪圏工業メッセにおける 新型コロナウイルス感染防止のための対応指針

令和2年7月28日時点

諏訪圏工業メッセ実行委員会

# 《 目 次 》

1	P はじめに・・・・・・・1
2	用語説明・・・・・・・2
3	展示会(メッセ)の特徴・・・・・・・3
4	展示会(メッセ)における感染リスク評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	展示会(メッセ)の上限人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6	共通で行うべき対策(主として、主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業)・・・・5
7	主催者が行う対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	会場管理・運営者が行うべき対策・・・・・・・・・9
9	支援企業が行うべき対策・・・・・・11
10	) 出展社に促すべき対策・・・・・・・13
1-	来場者に促すべき対策・・・・・・・15
12	2 おわりに・・・・・・・・・・・・15
●作成にあたって	
	本指針は、政府の対処方針(※1)や長野県(※2)及び諏訪地域市町村の対応等を
j	踏まえ、一般社団法人 日本展示会協会が示したガイドライン(※3)に沿って、諏訪圏
	工業メッセ(以下「メッセ」という)における新型コロナウイルス 感染予防策として実施
•	すべき基本的事項を整理している。
	(※1) <u>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</u>
	【令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 5 月 25 日変更)】
	(※2) <u>長野県としての対応について(7月10日~7月31日)</u>
	~「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立~ 【令和2年7月9日】
	(※3)展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン 【2020年6月10日】
	重点ルール
	メッセでは、感染拡大を回避するため、
	①密(密閉・密集・密接)の回避  ②マスク着用  ③手洗い・消毒の励行

●メッセのスローガン

"感染しない・させない"~「みんなで対策・みんなで予防」~

の3点をだれもが守るべき基本的な重点ルールとしている。

1 はじめに \*

新型コロナウイルスとの共生が不可避と見られる状況下において、感染リスクを最小限にとどめながらメッセを開催し、基幹産業であり日本の経済を牽引する製造業を支援すべきと考える。

本指針では、日展協のガイドラインを参考に、場面ごとにメッセに関わる主催者、会場、展示会支援企業、出展者及び来場者が一体となり感染防止策を施すためにまとめたものである。

本指針は、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを可能な限り低下させるためのものである。

メッセに関わる主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業、出展者及び来場者は、政府の「対処方針」の主旨・内容を十分に理解した上で、本指針を踏まえ、それぞれの周辺状況や施設様態、開催地元の市町村や長野県の意見も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組む。

本指針の内容は、新型コロナウイルスの「感染状況」や「医療・検査体制」の動向を踏まえ、「諏訪圏工業メッセ新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「メッセ対策本部」という)やメッセの各部会会議において状況に合わせた見直し・改訂を行うものとする。

- - ●会場管理・運営者=展示会を主催する会社・団体などに場所を貸す展示場・イベントスペース・会議場等

【メッセ:諏訪市(諏訪湖イベントホール・諏訪市文化センター・公民館・ヨットハーバーグラウンド・すわっこランド等)/ホテル等】

- ●主催者=展示会を主催・運営する会社・団体 【メッセ:諏訪圏工業メッセ実行委員会】
- ●出展社=展示会にブースを構えて参加する企業・団体
- ●出展者=展示会にブースを構えて参加する企業・団体の所属社員・職員等関係者 (個人)
- ●来場者=展示会に視察・買付を目的に来場する個人【メッセ: 視察・買付等のビジネス目的以外の一般の個人・マスコミ等も含める】
- ●来館者=主催者・会場・ブース施工・出展者・来場者など展示ホールに入館する人 【メッセ:メイン会場である諏訪湖イベントホールや、サブ会場である諏訪市文化センター等に入館する人】
- ●支援企業=主催者、出展者のブース工事・備品レンタル・スタッフ派遣・警備・弁当業者・清掃会社・交通事業者・ケータリング等サービスを提供する企業
- ●ブース=出展者が展示を行うエリア。小間ともいう
- ●搬入日=主催者、出展者が展示会の受付、各社ブースなどの準備を行う日。 メッセは3日前から設定
- ●搬出日/撤去日=展示会閉幕後の主催者、出展者が展示物の搬出・片付け・清掃 等を行う日。

【メッセ: 最終日は閉幕後から指定の時刻まで。大型機械等、特に認めるものは 翌日の指定時刻まで。】

●高頻度接触部位=テーブル・椅子の背もたれやドアノブ等の頻繁に人の手が触れる部分

展示会の特徴の一つとして、主催者や共催者、会場管理・運営者に加え、会場施工や警備・清掃・ケータリング・スタッフ派遣など、展示会運営を支援する企業が存在するが、メッセも様々な立場の多くの企業・団体が存在する。

メッセは、出展社が400社以上、来場者も約2万8千人と多くの人たちが関わる大規模展示会として位置付けられている。

展示会のもう一つの特徴として、BtoB の展示会は商談や購買、視察といったビジネス活動が目的であることから、大量の飛沫を伴う大声での会話・発生や激しい運動を伴うことはなく、数万人以上が集う場でありながら展示ホール内は比較的静かであることが多く、開催期間中は開場時刻から閉場時刻の間に来場者が展示ホールの出入りを含め広い会場内を自由に動き回るため一定の場所に留まり密集するような場面が少ない点が挙げられる。

また、特にBtoBの商談展示会では来場者が個別に登録して来場する習慣があるので、展示会に来場した個人を特定することは可能である場合が多い。

メッセでは、ビジネス目的以外の一般の来場者を受け入れていることが、他の展示会にはない特徴である。

# 上記の特徴をふまえ、

これまで同様にビジネス目的以外の一般の来場を受け入れる場合には個人の特定をするため事前登録制の導入等の工夫が必要である。

これらメッセに関わるすべての関係者が一丸となって感染防止に取り組んで初めて 感染防止が成り立つが、関係者全員に展示会という時間的にも短い会期の中で感染 対策を周知徹底させることは簡単ではない。

出展者を含む多くの関係者が本指針に従い徹底した対策を講じることができるよう、 あらゆる機会を通じて注意喚起をすることが重要である。 4 展示会(メッセ)における感染リスク評価 \*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

メッセの搬入出時にはブースの施工や商品陳列などがあり、一度に多くの人が作業 を行うこともある。

メッセ来場者の居住地域の割合は、諏訪地域が52.1%、諏訪地域を除く長野県内は33.3%、県外・海外が14.5% 【メッセ2019実績/来場者総数:27,841人】

メッセ出展社の所在地の割合は、諏訪地域が222社・団体(55.5%)、諏訪地域を除く長野県内は138社・団体(34.5%)、県外は40社・団体(10.0%)が出展 又、海外交流ゾーンでは、10ヶ国から22社・団体が参加【メッセ2019実績】

メッセ来場者も会場内を動き回り出展社と商談を行うが、大声での会話・発声などはなく、立ったまま或いは着席しての商談又は展示会の中で開催のセミナーなどの聴講といった静的な傾向が強い活動が主である。

上記の特徴から、主たる感染リスクが生じる場面としては以下のものが想定される。

- ●搬入出時:ブース施工時・商品陳列時の会話による飛沫感染や共有工具・備品など からの接触感染
- ●会期中来場者受付時: 待機列での飛沫感染·来場者受付手続き時の会話による 飛沫感染及び接触感染
- ●展示ホール内視察時:共有部の手すり・設備・エレベーターのボタン・エスカレーターの手すり、トイレ使用時等に便器やドアノブなどでの接触感染
- ●ブースでの商談時:会話による飛沫感染、テーブルや椅子・商品に触れることによる 接触感染
- ●弁当販売・食堂エリア・休憩所:会計時の会話による飛沫感染、テーブルや椅子での接触 感染 (※現金会計の廃止)

関係者はこうした具体的場面を想定して感染防止策をとることが求められる。

メッセの上限人数は、開催時間中に主催者が入館者及び退館者の数を常時管理できる仕組みとし「最大同時入館者」を3,000人(出展者、運営スタッフを含む)とする。

# 6 共通で行うべき対策(主として、主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業) \*\*\*

- ・自社及び外注先のスタッフには毎朝体温と体調の確認を行い、37.5度以上の発熱がある場合や体調がすぐれない場合には、会場に来ないよう徹底
- ・自社及び外注先のスタッフが、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、会場に来ないよう徹底
- ・感染疑い発生時マニュアルの作成について、関係者が協力して対策についての役割 分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談 センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者共有し周知徹底
- ・関係者の従業員(来館者を含む)にマスクの常時着用と、入口・施設内での手洗いや 手指消毒の励行を周知徹底するとともに、出展社及び来場者に対しても同様の対策 を行うよう依頼
- ・人との接触をなるべく避け、待機列、商談、セミナー等での対人距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保
- 展示会施設、ブース、セミナー室などの施設の換気
- ・展示会場内のブース、セミナー室などの高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電機のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンやエスカレーターの取っ手など)の特定と消毒・清掃。特に多くの人が共有する商談スペースやセミナー室等については、毎日の開始前及び終了後の清拭消毒や換気の徹底に加え、1回の使用毎にテーブル・椅子の背もたれや出入りロドアノブなどの高頻度接触部位の消毒・清掃。使用者に対しても使用後の消毒を行うよう依頼
- ・弁当販売や食堂エリア、休憩所などにおいて、換気の徹底、真正面での座席配置を避け、テーブルや椅子の間隔は最低1m(出来るだけ2mを目安に)あけ、定期的に消毒・清掃
- ・利用目的、場所の密閉度を考量し、関係者が適切な身体的距離(できるだけ2m (最低1m))を確保するため、施設或いはブース等において、入場制限等を含む 適切な対応を徹底
- ユニフォームや制服を着用する場合はこまめに洗濯
- ・展示会は多岐に亘る業種の会社により構成される。各社では展示会業界のガイドラインだけでなく、夫々の業界のガイドラインを確認し、適切な対応を徹底

#### ●計画時 —

- ・展示会全体の計画をする際には、感染防止の観点から、出展社や来場者が密になり にくいレイアウトプランの立案
- ・展示ホール内最低通路幅は展示会の通路幅として多くの展示会で設定されている 3メートルまたはそれ以上の確保
- ・会場側と調整することで、消防法を順守し、会場の使用面積、予定来場者数などの 点から密にならないようなレイアウトプランの立案
- ・来場者が密を避けることができるよう、抜け道や退避可能な広場を設置する等の 工夫
- ・出展者ブースの施工ルールは、高さ4mを超える構造や2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは極力避けるよう設定、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境の確保
- ・出展及び来場者誘致活動にあっては、特定警戒都道府県に向けた周知活動は慎重に行う。海外からの参加については、入国やビザの発給制限がある国からの参加、感染した場合重症化リスクが高い高齢者や持病のある方の参加は断るなど、政府や自治体の方針や支持に従い計画し、感染状況により「参加を自粛してもらう」若しくは「慎重な行動を呼び掛ける」など安全を重視したルール造り、対応の検討・実施
- ・感染リスクのある付帯イベント(開会式、出展社パーティ・懇親会など)は感染状況を 見ながら必要に応じた人数制限や自粛
- ・受付等待機列が予想される場所における間隔目印は床面に最低1m毎(できるだけ 2mを目安に)に目印・デザインを施工
- ・受付・インフォメーション等の飛沫感染防止・接触感染防止施工についてアクリル板 などの設置またはそれに準ずる感染防止策の実施
- すべての期間を通じ来館者全員にマスク着用を周知
- ・展示会の計画時から、開催地域の感染状況を踏まえ、会場管理・運営者(諏訪市)や 会場が所在する都道府県(長野県)と調整し、当該要請等を踏まえ適切に対応
- ・弁当販売やジュース類の自動販売機等のキャッシュレス決済を検討
- ・配布物の直接手渡しは禁止とし、可能なものはデジタル化を検討

#### ●準備時(出展・来場誘致時) ——

- ・出展マニュアルにブースで飛沫感染や接触感染が起こらないよう、説明員のマスク 着用を徹底するほか、人と人との距離を確保できない場合などで必要な場合は商談 テーブルなどにアクリル板やビニールカーテンなどの感染防止策を取る旨を記載
- ・展示会案内WEBにて展示会来場の際にはマスク着用義務や検温がある旨を告知。 事前登録時には個人情報をする展示会では個人情報登録が必要であること、入館 時の検温とマスク着用、及び感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低 限必要となる個人情報を政府機関・自治体の要請により開示することがある旨明示。 可能であれば承諾をクリックしてから登録に進むようにするなどシステム変更して 徹底を図る

- ・来場者にはWEBでの来場事前登録システムを活用し、予定来場者数を事前に把握 し準備。
- ・感染疑い発生時マニュアルの作成について、会場管理・運営者(諏訪市)と協力し対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者に共有し周知徹底
- ・会場でサーモグラフィー等の機器を準備し来館者を入館時に検温できる仕組みづくり の構築
- ・展示ホール入口に消毒液を設置し来館者に手指の消毒を義務付ける。また、展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなどを設置する場合、ベンチのみなどの簡易な休憩所を除き、各テーブルに消毒液を設置する

#### ●搬入時 ——

- ・マスク着用チェック: 自社・施工関係・運送会社など全入館者のマスク着用を目視確認し、未着用者への着用依頼の実施
- ・展示ホール内空気循環のため搬入出口の常時解放の徹底
- ・施工中の密防止について、必要に応じ館内アナウンスの繰り返し実施
- ・来館者向けに館内共有部へのサイン設置:マスク着用・手洗い・手指消毒の励行等 呼びかけ
- ・展示ホール入口などにアルコール消毒液を設置し施行者に手洗いと手指の消毒を 励行

#### ●会期中 -

- ・来場受付待機列管理:床面シール等貼付により待機列で人がスペース(最低1m、できれば2mを目安に)をあけて並ぶようにする
- ・全来場者の登録情報(個人情報)を取得し感染発生時に備える
- ・来場者にマスク着用・手洗い励行などのサイン表示を入口付近に設置する
- ・展示ホール入口及び主催者がホール内に設置した休憩所・ラウンジなどにアルコール消毒液を設置し来館者に入館時の手指消毒の徹底及びホール内滞在中の頻繁な手洗いと手指消毒を励行。定期的な見回りによる残量確認と補充及びテーブル・ 椅子などの清拭消毒
- ・入館者全員に対しマスク着用の目視確認と未着用者にマスク着用を要請
- ・サーモグラフィー等の機器により入館者に対する検温の実施
- ・入館時の検温で37.5度以上の発熱があることが分かった場合、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合に入館を断る際には感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保健所連絡先を記載した書面を渡すなど対応

- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いにも十分注意しながら、 来場者の名簿を適正に管理する。なお、来場者を含む関係者の名簿は3週間以上 保管する
- ・展示ホール内空気循環のため、運営・安全面での支障がない範囲で搬入出ロシャッターを50cm程度開放しておく
- 来場者の事前登録促進等により会場受付での受付時手作業を削減する
- 入館者数を常時確認し入館制限の徹底
- ・(商談等に支障がない範囲で)密注意喚起のアナウンスを繰り返し行う
- ・配布物の直接手渡しは禁止とする

# ●搬出時 ———

- ・閉館時間になったら来場者には速やかに退館いただき搬出を開始する
- 搬出時も入館者がマスク着用するようアナウンスし館内モニターを継続する
- ・搬出時も展示ホール入口などに消毒液を設置し手洗いと手指の消毒を励行する

# ●セミナー・シンポジウム・式典等 ————

- ・登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、または登壇者と聴講最前列と の距離は飛沫到達距離である2m程度空ける
- ・聴講者同士の間隔が最低1m(できるだけ2mを目安に)程度あけるよう席配置する
- ・セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める。登壇者が使用するマイクや 共有するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する
- ・感染防止のため、聴講者には自らが使用する筆記用具、水などは各自用意するよう 事前に周知する

# 8 会場管理・運営者が行うべき対策 \*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

諏訪湖イベントホール(メイン会場)と諏訪市文化センター(サブ会場)は、会場管理者である諏訪市から主催者(メッセ)が全館貸切で借用するため、諏訪市としては、主催者が講じる以下の感染防止策に対する十分なサポートをするとともに、必要に応じて対策の実施状況の確認を行い、対策が不十分な場合は改善を求める

# ●会期前 ——————————————

- ・来館者全員にマスク着用と頻繁な手洗い、手指の消毒の励行を求めるサイン・貼り 紙等の設置
- ・密閉型の喫煙所は使用禁止とし、屋外の風通しの良い喫煙所のみを使用可能とする 壁面には密な状態にならないよう注意すること等の注意事項の貼り紙を貼付
- ・共有部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所などでは石鹸または消毒液を 常備。ハンドドライヤーは使用中止。洋式トイレではふたをした後流すよう貼り紙を 貼付
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整備
- ・感染疑い者発生時マニュアルの作成について、対策についての役割分担、責任範囲、 感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号 等が記載されているマニュアルを作成し関係者に共有し周知徹底
- ・主催者の展示ホール内空調使用予定について確認し必要に応じ空調を手配するよう 依頼
- ・展示会や展示ホール毎に展示会の上限人数を主催者と調整の上設定し把握しておく。当該展示会の上限人数については、政府の「移行期間における都道府県の対応について」(令和2年5月25日事務連絡)及び『長野県としての対応について(7月10日~7月31日)~「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立~』におけるイベント開催制限の段階的緩和に沿って実施
- 館内共有部の窓を原則すべて開放し館内の換気に努める
- ・サーモグラフィーまたは非接触型体温計等の機器の導入

# ●搬入時 ------

- ・空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共有部の換気を実施
- ・館内共有部の不特定多数が共有する設備や物品、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなど)についての頻繁な消毒と清掃
- ・会場共有部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹸または消毒液の 確認と補充
- ・展示ホール内空調(送風)の常時稼働

# ●会期中 -----

- ・空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共有部の換気を実施
- ・館内共有部の不特定多数が共有する設備や物品、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、

- レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなど)についての 頻繁な消毒と清掃
- ・会場共有部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹸または消毒液の 確認と補充
- ・展示ホール内空調(送風)の常時稼働
- ・展示会計画段階で主催者と設定した展示ホールの最大入館者数に達するほど混雑した場合には、主催者と状況を確認し、設定入場者数の徹底
- ・マスクなどウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収 は清掃トングの使用を徹底

- ●ブース施工・備品レンタル・電気配線など展示装飾関連施工会社が行うべき対策
  - ・施工会社は出展社ブース等をレイアウトする際は、密を避けるレイアウトとなるよう 配慮し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインも避けるよう心掛ける
  - ・施工関係者用ストックなど共有スペースを設置する場合はそれらの手が触れるドア・ ドアノブ・棚などについて使用期間中の消毒と清掃の手配
  - ・自社及び外注先スタッフの業務でどの仕事にどのレベルの防護具が必要かを確認 (マスクは全員着用)
  - •自社及び外注先スタッフのマスク等の手配
  - ・自社及び外注先の来館予定者管理:自社及び外注先スタッフの名簿作成と施工日・ 担当エリア・実際の勤務時間等できるかぎり詳細に管理
  - ・共有する工具・台車などについての消毒・清掃の実施
  - ・仮設の共有ストックなど支援企業が共同または単独で使用する場所や設備の消毒
  - ・顧客(主催者・出展者)が発注した設備・備品などについての納品時消毒の実施
  - ・閉幕直後に出展社の搬出時間帯が設置されている場合は出展者の搬出が終わる までは入館しない
- ●弁当販売・食堂エリア・休憩所(ホスピタリティゾーン)にて行うべき対策 ————
  - ・売店(弁当・お土産販売)や食事エリアなどは各業界ガイドラインも徹底する
  - ・主催者が設ける食事エリアや休憩所にテーブルや椅子を用意する場合は、真正面の 配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーテーション(アクリル板等)を設け るなど工夫し、客同士の間隔が最低1m(できるだけ2mを目安に)程度あけるよう 配慮して配置
  - ・主催者が設ける食事エリアのテーブルには、主催者がアルコール消毒液を設置し、 定期的に確認・補充
  - ・主催者が設ける食事エリアや休憩所については、主催者が清掃会社を手配しテーブ ルや椅子の背もたれなど高頻度接触部位の消毒を定期的に実施
  - ・食器はディスポーザブルとし、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒 を実施
  - ・食堂エリアや休憩所の各テーブルには来客用の消毒液を設置
  - ・販売スタッフのマスク着用と頻繋な手洗い・手指の消毒実施を徹底
  - ・販売スタッフと客の間にビニールカーテンなどの遮蔽物を設置
  - ・売店(弁当・お土産販売)などはキャッシュレスによる決済を推奨
  - ・売店(弁当・お土産販売)での試食は禁止
  - ・ゴミが発生する場合は、全て持ち帰りとする(弁当の空き箱などは弁当屋が全て回収 処理とする)

# ●清掃会社が行うべき対策 ------

- 業界のガイドラインも徹底
- ・清掃スタッフはマスク着用を徹底。なお、手袋を着用する場合には適切に交換を実施
- マスクや手袋を脱いだら石鹸と流水での手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施
- ・マスクなどウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収 は清掃トングの使用を徹底

# ●派遣スタッフ会社・警備会社が行うべき対策 ——————

- ・夫々の業界のガイドラインも徹底
- ・対面業務(受付・案内など)を行うものはマスクを着用させる
- ・休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底
- ●バス会社・タクシー会社が行うべき対策 ———————
  - ・対面業務(運転手など)を行うものはマスクを着用させる
  - 休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底
  - ・乗車待ちの列は、間隔(最低1m)をあけて整列(主催者がフロアマーカー等を設置し、 密集を避ける工夫をする)
  - ■3密を避けるため、乗車人数を制限する場合がある
  - ・シャトルバス(又は、臨時バス)やタクシーの運行にあたっての対応方針は、夫々の 業界のガイドラインも徹底

# 10 出展社に促すべき対策 \*

- ●計画時
  - ・顧客を招待する際に会場での検温があること、マスク着用が必須であることなど注意 事項周知・徹底
  - 事前アポ取りの促進による商談の効率化とブースでの密の防止
  - ・感染防止対策のため、試食などの販促活動は禁止
  - ・自社ブースにおける密を避けるため、説明員等のスタッフ人数を1小間(5㎡)当たり 2人以下(できるだけ1人)とする
  - ・サンプルやノベルティ等の配布はしない
  - ・名刺交換は電子的に実施することを検討

#### ●出展準備時 —

- ・ブースデザインにあたり、密を発生させるリスクを抑えるよう通常よりスペースに余裕 を確保
- ・商談エリアで来場者と対面となるレイアウトの場合には、双方のマスク着用を徹底しつつ、必要に応じて飛沫感染防止のためのアクリル板やビニールカーテン等の遮蔽物を設置
- 自社ブースに説明員等で参加する自社スタッフ及び外注先の日別名簿を作成
- 自社ブースで使用するマスクや消毒液を用意
- ・説明員として参加するスタッフの業務に必要な防護具(マスク、フェイスシールド等)を 検討し、手配する
- ・可能であれば各社が日別の来場予定顧客名簿を含む商談予定表を作成し管理する よう努める
- ・商品パンフレットや会社案内などの資料はデジタル化などの検討を行う
- ・出展品等の接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒または来場者が展示物に触れにくいような工夫をする

#### ●搬入時及び搬出時 ———

- ・マスク着用と頻繁な手洗い、手指消毒をするよう徹底
- ・自社ブース搬入開始前には特にドアノブや棚・テーブル・椅子の背もたれなどを清拭 消毒
- 自社ブースで出たゴミは必ず持ち帰ることを徹底する
- ・マスクやフェイスシールド、手袋などウイルスが付着している可能性があるものは、 ビニール袋などに入れた上で必ず密閉し、自己責任において廃棄処分をすること
- ・自社ブース搬入完了時にブース内の共有物品や人の手が触れるものを清拭消毒 すること
- ・搬出入スタッフ(外部会社含む)名簿を作成し、管理する

●会期中 \_\_\_\_\_\_\_

・スタッフ全員のマスク着用の徹底と、商談や説明時なども含め大声で会話や呼び込 みを控える

- ・自社ブースに説明等で参加した自社スタッフ及び外注先の日別名簿を確認する
- ・展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する
- ・自社ブース内の高頻度接触部位(出展製品、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すりなど) を、各社にて責任を持って毎日複数回清拭する。商談に使用するテーブル・椅子や製品などは商談毎に消毒する
- ・自社ブースの来客状況によりデモンストレーションや商談時間を柔軟に調整し、密な 状況を作り出さない
- ・自社ブース利用の日別の名簿を作成し、管理する
- ・主催者が用意している「商談コーナー」を利用した場合は、利用の日別の名簿を作成管理する
- 外出や商談後にスタッフの手指の消毒を徹底する
- 閉館時間になったら速やかに商談を終えて来場者に退館を促す
- ・会社案内や製品カタログなどの配布物は「置き渡し」とし、直接手渡しはしない

来場者は、事前登録(※)を基本とする

感染者が発生した場合に備え、個人情報の登録(氏名と緊急連絡先)を必須とする必要に応じて、保険所等の公的機関へ個人情報を提供する場合がある旨の事前 周知と承諾を頂戴する

- (※)事前登録の徹底を図り、受付・入場の際の密を避けるため、非接触で受付可能な受付システムの導入を検討
- (※)事前登録が困難な方には、「未登録者専用受付」を設置し、上記の感染者が 発生した場合に備える事項を記入する
- ・当日の検温と体調の確認をし、発熱や体調不良があれば来場を自粛する
- ・会場入口にてサーモグラフィー(非接触体温計を含む)を設置し、体温チェック 発熱や体調不良があれば入場をお断りし、医師による診断をお願いする
- ・商談希望の出展社との商談日時は極力事前に調整する
- ・展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する
- ・入場受付の際は、密集を避けるため、間隔をあけて整列(最低1m)
- ・共有のペン(筆記用具)は設置しないので、自身で用意
- ・会場ではマスクの着用と頻繁な手洗い・消毒を実施し、密になり得る状況での長時間 の商談は避ける
- ・出展製品はなるべく触れないように心掛けるとともに、触れた場合はこまめに手指を 消毒する
- ・商談時に大声で話すことは避け、出展者とも最低1m(できるだけ2mを目安に)確保 するよう努める
- ・商談や訪問したブースについては可能な限り日時・相手先担当者等について記録 する
- ・弁当販売は事前予約販売のみとし、現金販売はしないことを事前に周知
- ゴミは全て持ち帰り

#### 12 おわりに \*

上記感染防止策を行うとともに、新型コロナウイルスにおける新しい生活様式に あった新たな展示会を構築するため、関係者が一丸となって、これまでにない取り組み を進めるなどの創意工夫を図りつつ、感染拡大防止と基幹産業である製造業の発展 ひいては地域経済活性化に貢献する

# くくく お問合せ先 >>>

諏訪圏工業メッセ実行委員会 事務局[担当:荒井/田中] 〒392-0023 長野県諏訪市小和田南 14-7

TEL: 0266-54-2588 / FAX: 0266-54-5133

https://www.suwamesse.jp

E-mail:info@suwamesse.jp